

景気回復、復興・生活再建の基本は暮らせる賃金の確立から 全国一律最賃・時給 1000 円以上の実現を求める要請

内閣総理大臣殿
厚生労働大臣殿
中央最低賃金審議会会長殿
地方最低賃金審議会会長殿
地方労働局局長殿

2013年 月 日

● 要請趣旨 ●

今や労働者の3人に1人は非正規、4人に1人は年収200万円以下のワーキング・プアです。1997年に比べて平均賃金は年収で58万円(12%)も減少しています。これでは消費が冷え込み、内需が低迷するのも当然です。モノは売れず、国内での生産は縮小され、それがさらなる賃下げ、雇用破壊と企業の経営危機を招いています。低賃金と不安定な雇用が妨げとなって結婚ができず、子どもを産み育てられない人も増えています。ワーキング・プアの蔓延を放置し続ければ、社会の基盤が崩壊しかねない事態です。

東日本大震災からの復興も、遅々として進みません。まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金が保障された雇用機会がなければ、人々の生活再建も地域の復興も進みません。

今の最低賃金は、東京で850円、島根と高知では652円です。フルタイム働いても月10~13万円では、まともな暮らしはできず、大幅な引き上げが必要です。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金1000円は、中小企業には支払い困難との意見もありますが、欧州先進諸国の最低賃金は購買力平価換算で月額約20万円、時間額1000円以上が普通です。高い最低賃金で消費購買力を確保し、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。

デフレ不況から脱却し「経済再生」を実現するには、中小企業への経営支援を拡充しつつ、最低賃金を引き上げることが必要です。暮らせる水準の最低賃金を軸として、生活保護基準、年金、業者・農民の自家労賃、下請単価、家内工賃、税金の課税最低限等を改善していけば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

については、2013年の最低賃金改定にあたり、下記の要請事項が実現するよう、貴職のご尽力をお願いするものです。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金を時間額1,000円以上とすること。
2. 地域間の最低賃金格差を縮小させ、全国一律最低賃金制への接近をはかること。
3. 特定(産業別)最低賃金の金額を引き上げること。さらに申出要件の緩和を行ない、医療や運送など、新設努力が行なわれている産業の特定(産業別)最低賃金を速やかに新設すること。
4. 中央・地方の最低賃金審議会の審議委員ならびに専門部会委員を公正に任命すること。委員以外の労働者の意見陳述の機会を設けること。地域で公聴会を開催し、多くの労働者の意見を聴取し反映させること。
5. 家内労働者の最低工賃を引き上げること。未適用の家内労働業種について新設すること。米の政府買い上げ価格に最低賃金額と連動した農業労賃を組み入れること。

氏名	住所